

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年10月1日
(第85期) 至 2025年9月30日

太洋物産株式会社

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地

E 0 2 7 6 2

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	4
5. 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	5
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	6
3. 事業等のリスク	6
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	7
5. 重要な契約等	10
6. 研究開発活動	10
第3 設備の状況	11
1. 設備投資等の概要	11
2. 主要な設備の状況	11
3. 設備の新設、除却等の計画	11
第4 提出会社の状況	11
1. 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 所有者別状況	17
(6) 大株主の状況	17
(7) 議決権の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	18
3. 配当政策	18
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	19
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	19
(2) 役員の状況	22
(3) 監査の状況	23
(4) 役員の報酬等	25
(5) 株式の保有状況	26
第5 経理の状況	27
1. 財務諸表等	28
(1) 財務諸表	28
(2) 主な資産及び負債の内容	49
(3) その他	51
第6 提出会社の株式事務の概要	51
第7 提出会社の参考情報	51
1. 提出会社の親会社等の情報	51
2. その他の参考情報	51
第二部 提出会社の保証会社等の情報	51

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月25日
【事業年度】	第85期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	太洋物産株式会社
【英訳名】	TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松島 伸介
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
【電話番号】	(03) 5946-8000 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 井坂 勇登
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地 偕成ビル
【電話番号】	(03) 5946-8000 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 井坂 勇登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月		2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高	(千円)	16,423,660	21,045,811	20,023,828	18,758,310	19,662,137
経常利益	(千円)	171,668	173,104	131,738	202,372	173,774
当期純利益	(千円)	113,374	133,020	116,459	162,799	148,725
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△)	(千円)	△11,643	△9,121	△7,215	△5,177	△14,854
資本金	(千円)	1,414,931	257,792	257,792	257,792	257,792
発行済株式総数	(千株)	1,600	1,934	1,934	1,934	1,934
純資産額	(千円)	103,906	564,699	688,049	802,656	993,082
総資産額	(千円)	7,587,845	8,235,813	7,668,693	7,990,825	8,363,894
1株当たり純資産額	(円)	64.95	287.47	348.22	404.71	504.55
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	84.08	81.75	60.23	84.20	76.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	81.74	59.48	80.14	73.58
自己資本比率	(%)	1.3	6.7	8.7	9.7	11.6
自己資本利益率	(%)	—	39.80	18.60	22.36	16.92
株価収益率	(倍)	15.01	11.15	15.27	10.79	10.13
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	648,187	△1,677,019	602,773	51,456	△560,129
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	6,072	△5,772	△71,415	△20,233	△5,618
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△243,066	121,193	△180,374	△356,900	484,747
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,881,724	320,126	673,149	346,864	265,969
従業員数	(人)	28	29	30	31	31
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
株主総利回り	(%)	252.4	182.4	184.0	181.8	156.0
(比較指標：JASDAQ INDEX, 東証スタンダード市場)	(%)	(111.5)	(256.2)	(303.1)	(330.1)	(394.8)
最高株価	(円)	1,860	2,283	1,083	1,070	1,058
最低株価	(円)	293	823	874	817	780

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第82期事業年度の期首から適用しており、第82期事業年度以降に係わる主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
3. 第81期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第81期の自己資本利益率について、第80期において債務超過のため記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員を表示しております。
6. 東京証券取引所の再編に伴い、2022年4月4日より当社は東京証券取引所スタンダード市場に移行しております。従いまして、最

高・最低株価は、2022年4月3日より以前については、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2022年4月4日以降は、東証証券取引所スタンダード市場におけるものであります。また、株主総利回りの算定に使用した指標につきましても、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）指標から東証スタンダード市場に変更しております。

2 【沿革】

年月	事項
1936年10月	太洋物産合資会社設立（本社所在地：東京市麹町区丸ノ内二丁目18番地）
1941年4月	合資会社を株式会社に改組
1945年9月	本社を東京都中央区築地一丁目5番地に移転
1952年9月	東京穀物商品取引所会員に加入
1954年10月	本社を東京都中央区日本橋小伝馬町二丁目2番地5号に移転
1955年4月	食糧庁の指定米・小麦輸入取扱商社に指定される
1955年4月	輸入食糧協議会に加入
1966年5月	中国・北京市に駐在員事務所を開設
1966年7月	酒類販売業者の免許交付を受ける
1971年10月	畜産振興事業団より輸入牛肉の指定商社として指定される
1974年10月	生糸一元輸入実施発表、蚕糸砂糖類価格安定事業団の取扱指定商社となる
1980年1月	住居表示変更実施により本社所在地が東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号に変更
1984年6月	東京工業品取引所会員に加入
1984年8月	中国・広東省広州市に駐在員事務所を開設
1991年5月	広島県福山市に福山出張所を開設
1993年4月	日本証券業協会に店頭登録
1993年10月	中国・江蘇省に徐州太鵬工程機械有限公司を設立
1995年1月	米国・シアトル市に駐在員事務所を開設
1996年5月	本社事務所を東京都港区麻布台二丁目4番5号に移転
1997年4月	中国・上海市に連絡所を開設
2001年2月	米国・シアトル市の駐在員事務所を改組し、TAIYO BUSSAN KAISHA USA LTD.（和名：「太洋物産USA」）を設立
2003年4月	中国・上海市に駐在員事務所を開設（連絡所を併合）
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年10月	インド・デリー市に連絡所を開設
2008年11月	中国・上海市に上海太洋栄光商業有限公司（現地法人）を設立
2009年12月	広島県福山市の福山出張所を閉鎖
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場
2010年10月	本社事務所を、東京都渋谷区初台一丁目46番3号に移転
2010年12月	インド・デリー市の連絡所を閉鎖
2011年4月	大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施
2012年10月	中国・上海駐在員事務所を閉鎖
2012年11月	TAIYO BUSSAN KAISHA USA LTD.（和名：「太洋物産USA」）を清算
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の合併に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2013年9月	セノーテ2号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施
2014年6月	北京駐在員事務所、広州駐在員事務所を上海太洋栄光商業有限公司の分公司に改組
2015年12月	上海太洋栄光商業有限公司が吉林省金海湾企業管理有限公司より100万米ドルの出資を受け、当社子会社より関連会社となる
2016年7月	大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施
2017年4月	当社普通株式10株を1株に株式併合し、併せて単元株式数を1,000株から100株に変更
2020年11月	本社事務所を、東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地に移転
2021年9月	株式会社エビス商事、株式会社ランニングを割当先とする第三者割当増資を実施
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のJASDAQ（スタンダード）市場からスタンダード市場に移行
2022年9月	桑畑夏美、湯浅健右、湯浅商事株式会社及びリバイブ投資事業組合を割当先とする第三者割当増資を実施
2022年12月	登記上の本社所在地を、東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地に移転
2023年6月	中国・山東省煙台市に太洋物産科技（煙台）有限公司（現地法人）を設立

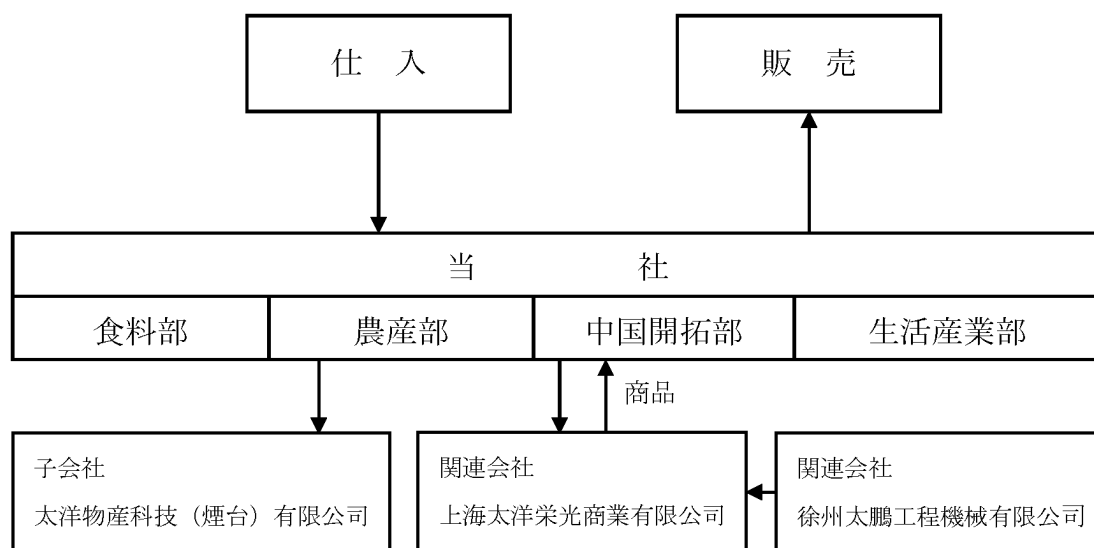
3 【事業の内容】

(1) 当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社と非連結子会社1社及び関連会社2社により構成されており、当社は、内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。非連結子会社である太洋物産科技(煙台)有限公司(2023年6月設立)は、中国における食用砂糖の製造販売を目的としております。関連会社である上海太洋栄光商業有限公司(2008年11月設立)は、日本及び第三国との輸出入業務、中国国内での国内販売を目的としております。同じく関連会社である徐州太鵬工程機械有限公司(1993年10月設立)は、中国における国内製品製造販売、当社商品の輸入販売を行っております。

(2) 当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

農産部は、太洋物産科技(煙台)有限公司、上海太洋栄光商業有限公司が携わっております。

中国開拓部は、太洋物産科技(煙台)有限公司、上海太洋栄光商業有限公司及び徐州太鵬工程機械有限公司が携わっております。



4 【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(関連会社) 上海太洋栄光商業 有限公司	中国上海市	200 万ドル	食品等の中国での 販売・輸出入販売	50.0	中国における当社商品の 輸出入販売。役員の 兼任あり。
(関連会社) 徐州太鵬工程機械 有限公司	中国江蘇省徐州市	720 千ドル	産業機材製造・輸 出入販売業	50.0	中国において当社商品の 製造・輸出入販売。役 員の兼任あり。

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
31	45才9ヶ月	12年11ヶ月	5,087

セグメントの名称	従業員数(人)
食料部	13
農産部	3
中国開拓部	3
生活産業部	3
報告セグメント計	22
全社(共通)	9
合計	31

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営基本方針

当社は、生活者の生活の質の向上に貢献する価値の創造を目指し、企業活動・事業活動に従事しております。そのために、企業活動の活性化と経営基盤を強化し、多様な付加価値を創造することで、特定地域や分野で能力を発揮できる専門商社となることを目指し努力を重ねております。

当社は次の4つの基本方針の下、全社一丸となって取組んでまいります。

①利益率の向上と安定的利益の確保

畜産物を中心とした当社基幹事業の中で、多様化する顧客の幅を広げ、食肉原料を多売する販売戦略から、一次食品加工品及び加熱加工品を充実強化するとともに、当社が得意とする事業分野で、より専門的な商品を取り扱って利益率の向上と安定的利益の確保に努めます。また、中国の経済環境の異なる市場を開拓し、日本産の商品、並びに三国間取引を通じて魅力ある商品の提供を行い、利益の創出を目指します。

②リスクの分散・回避

相場変動や商品リスクを分散・回避するために、実需に見合う数量・価格等の取引を行いながら、商機を逃さず収益が確保できる仕組みの構築を目指します。

③機動的な資金の投入

商品の仕入及び販売の管理コントロールの徹底を図り、必要とする部門への機動的な資金の投入ができる体制構築を目指します。

④純資産の部の改善

純資産が9億93百万円であることから、営業利益の確保のみならず、想定外に発生しうるリスクに耐える体制とするため、貸借対照表における純資産の部を盤石なものとすることに努めます。

(2) 目標とする経営指標

当社は、株主重視の経営推進という観点から企業価値を高めるため利益率の向上を目指すため、売上高を重視することからの脱却を図るキメの細かい販売を心がけます。その方策として、高付加価値商品の提供につとめ、収益基盤の強化を目標とした経営を推進し、中期的に売上高総利益率4%以上を目指しております。

(3) 経営環境

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が期待される中、緩やかな回復が続きました。個人消費については、一部に足踏みが残るものの、持ち直しの兆しが見られ、企業収益は改善の傾向にあります。一方で、アメリカの通商政策の動向、世界的な政情不安や円安の長期化に伴う物価上昇など、国内外の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

世界経済は、米国の関税政策による貿易障壁の増加や、地政学的・政策的な不確実性の影響から、不透明感が強まっており、景気後退のリスクも懸念されております。

このような経営環境の中、事業上の課題として、当社は、これらのリスクを最小限にするため、新規販路の拡大、新規商品の開発等、商品の構成力を高めることにより、「量より質」で資金効率及び利益率の高い商品の取捨選択を図り販売強化を進めております。

当社は主に次の3本柱の政策にて進めてまいります。

①安定的な利益の獲得及び取扱商材の拡充

安定的な利益を確保するため、農産品の取扱拡充及び外食産業の海外出店サポートの拡充を目指してまいります。

②資金効率を鑑みた取扱品目の取捨選択

資金効率の観点からは、国産鶏肉等の国内取引を拡大することにより、安定的な利益の確保を目指してまいります。

③新規事業の取扱強化

第三者割当増資によって調達した資金をもとに、越境EC等の新規事業の推進、中国現地法人の事業の推進、中国事業の拡充、ラーメンブランドの海外展開による収益事業の拡大等により、財務基盤の強化を目指してまいります。

次に、財務上の課題としては、当社の財務状況は、自己資本比率11.6%と、事業資金の大半を金融機関からの間接金融に依存しております。当事業年度においても上記の政策を進めることにより、業績の積上げを着実にを行い、自己資本比率のさらなる改善を目指し、財務基盤の盤石化を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものです。

当社は、生活者の生活の質の向上に貢献する価値の創造を目指し、企業活動・事業活動に従事しており、企業活動の活性化と経営基盤を強化し、多様な付加価値を創造することで、特定地域や分野で能力を発揮できる専門商社となることを目指し努力を重ねております。また、社員全体が、持続的な未来を目指すべく社会課題を機敏に捉え、全てのステークホルダーの期待に応えるソリューションの提供に努めることで、サステナブルな食の未来の実現と当社の企業価値向上を目指してまいります。

具体的な取り組みは下記のとおりです。

(1) ガバナンス

当社ではサステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社の成長戦略を実現するためには、多様な人材の確保及び育成が不可欠だと考えております。

これを維持・向上するために基本的な人事施策の確実な実施を行っております。具体的には、働きやすい職場環境を目指し、社員がワークライフバランスを実現しやすいフレックスタイム制度、役職員の優秀な人材を対象としたストック・オプション制度等を導入しております。人材育成及び社内環境整備に関する方針は、人材確保のための各種制度の整備並びに社内外の機会を捉えた社員教育をさらに進めてまいります。

(3) リスク管理

当社ではサステナビリティ関連のリスク及び機会を、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③企業統治に関するその他の事項 ロ リスク管理体制の整備状況」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社のサステナビリティへの取組に係るリスクの評価と対応については、経営資源の有限性の観点から、影響の重要性に応じて取り組むべき優先順位を決定し、今後の目標を設定することとしております。

当社の人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針の具体的な指標については、現時点では定量的な指標や目標は設定しておりませんが、達成に向けて進捗を注視していくとともに、指標や目標の設定要否についても引き続き検討する予定です。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の内容は予想される主なリスクを記載したものであり、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。当社においては、事業を取り巻く様々なリスクや不確定要因等に対して、その予防や分散、リスクヘッジ等を実施することにより、企業活動への影響について最大限の軽減を図っております。

(1) 経済環境等の変化によるリスク

当社は、輸出・輸入取引を行っていることから、当社の業績はその主要国の景気動向や諸情勢と関連性があります。売上高の観点から見れば、輸入取引においては主に国内企業に対して販売を行っているため国内の景気動向、輸出取引においては特に中国の景気や金融政策等の動向が、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替変動リスク

当社は、輸出・輸入取引を行っていることから為替リスクにさらされております。当社は、このリスクを為替予約等によってヘッジしておりますが、完全にこのリスクを排除できるものではありません。予想の範囲を超えた急激な

為替変動が生じた場合等において、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金利変動リスク及び調達リスク

当社は、不足する所要資金を主に金融機関からの借入金によって賄っております。また、この借入金については、機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、その大半を短期借入金によって調達しております。これからも市場の状況を注視し今後の金利上昇リスクに対処していく所存であります。また、現在においては所要必要資金の調達に支障はありませんが、金融機関の融資姿勢の変化等により所要額の調達が困難となる場合も想定されます。これらの場合、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先による金銭債務の不履行

当社は、販売先に対して、財務内容や定性情報等を総合的に勘案して、与信設定を5段階に分けて管理しております。しかしながら、販売先の財務情報を完全に掌握することは難しく、完全なリスクの排除はできておりません。従って、取引先の急激な財政状態の悪化が生じた場合等において予想外に貸倒引当金を繰り入れる必要が生じ、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品相場（市況）の変動リスク

当社の取扱商品は、市況性の高いものが多く、その相場を左右する主な要因として、自然災害・異常気象・生育状況・疾病の発生・人為的な風説の流布やヘッジファンド等の投機資金の流入などによって需給関係が大きく変動します。それにともない営業上保有している在庫商品には価格変動リスクが含まれております。当社は、商品取引所等の市場が整備された商品についてはヘッジを行い、取引所が整備されていない商品についても顧客との取引条件を工夫することでリスクの回避に努めておりますが、相場の動きを完全に予測することは不可能であり、このリスクを排除できるものではありません。従って、これらの価格に予期せぬ変動が起きた場合、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 各種規制によるリスク

当社の取扱商品は、BSE・鳥インフルエンザ・口蹄疫・CSF（豚熱）等の家畜疾病による公的規制、関税等の輸入規制等、様々な規制の適用を受けております。これらの規制は、当社の事業活動の制約となり、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 同業他社等との競合

当社の提供している商品・サービスは、総じて競合的状況にあります。例えば、競合他社が、特定の分野において当社より高度な知識と商品供給力をもっている場合や当社より親密な関係を構築している場合等があります。また、取引先の求めるニーズは年々多様化・高度化しており、当社がそのニーズに対応できない場合等も想定されます。従って、これらが生じた場合、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製品・商品の欠陥

当社は、食品衛生や安全衛生基準等の各商品別に遵守しなければならない各種法令・基準等や各仕様に適合した商品の仕入・販売を行っておりますが、すべての取扱商品において全く欠陥が無く、取扱商品の回収が発生しないという保証は確保できません。当社の取扱商品に大規模な回収や製造物責任賠償に繋がるような欠陥が発生した場合、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。（製造物責任賠償に対しては、付保により一定のリスクヘッジを行っております。また、商品によっては商品保証義務を負わないものもあります。）

(9) 事業投資等のリスク

当社は、既存ビジネスにおいて堅実な経営を行っておりますが、今後、業容拡大を図るために新規事業分野の開発等の事業投資を行う可能性があります。これらについては、慎重に検討し、しかるべき社内決裁を経た後に実行いたしますが、必ずしも当社業績に寄与するものとは限りません。この場合、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有能な人材の確保

当社は、就業人員が31人の少人数で業務を遂行しております。従って、有能な人材の確保及び育成ができなかった場合、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害等のリスク

当社及び当社の取引先（仕入先及び販売先等）の拠点において自然災害等が発生した場合、仕入及び販売に支障をきたすこととなるため、当社の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度におけるわが国の経済は、経済活動が徐々に正常化に向けた動きとなり、個人消費や設備投資を中心として持ち直しの動きがみられますが、反面、過度の円安や物価上昇による消費の低迷など、国内外の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は薄れてきましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や、国際情勢による資源価格の上昇が影響して市場は混乱してお

り、まだ先行きは予断を許さない状況下の中、当事業年度末を迎えました。

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ 財政状態

(資産)

資産につきましては、主に売掛債権等の増加により前事業年度末に比べ3億73百万円増加し、83億63百万円（前事業年度末比4.6%増）となりました。流動資産は、主な理由として、現金及び預金80百万円、商品6億9百万円の減少、売掛金9億43百万円、前渡金1億61百万円の増加等により、3億77百万円増加し、77億59百万円となりました。固定資産は、有形固定資産5百万円の減少等により、6億4百万円となりました。

(負債)

負債につきましては、前事業年度末に比して1億82百万円増加し、73億70百万円（前事業年度末比2.5%増）となりました。流動負債は、短期借入金4億93百万円の増加、買掛金2億83百万円、未払費用12百万円の減少等により、1億88百万円増加し、72億33百万円となりました。固定負債は退職給付引当金6百万円の減少等により、5百万円減少し、1億37百万円となりました。

(純資産)

純資産につきましては、当期純利益1億48百万円の計上等により、前事業年度末に比して1億90百万円増加し、9億93百万円となりました。

ロ 経営成績

当事業年度の経営成績は以下の通りであります。

売上高は、前事業年度に比して9億3百万円増加し、196億62百万円（前事業年度比4.8%増）となりました。

売上原価は、売上高の増加に伴い8億86百万円増加し、189億0百万円（前事業年度比4.9%増）となりました。売上総利益については、利益率の高い商材・取引先を増加させた結果、前事業年度に比して17百万円増加し、7億61百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、36百万円増加し、5億13百万円（前事業年度比7.6%増）となりました。主な要因は、前事業年度に比して株主優待に関する費用が想定より増加し、36百万円を支出したことによります。その他の販売費及び一般管理費の減少もありましたが、結果として営業利益は、前事業年度に比して19百万円減少し、2億47百万円となりました。

営業外収益は、受取賃貸料13百万円等の計上により14百万円となりました。営業外費用は、支払利息77百万円、支払保証料6百万円等の計上により87百万円となりました。これらにより経常利益は、前事業年度に比して28百万円減少し、1億73百万円となりました。

これらの結果、税引前当期純利益は、前事業年度に比して28百万円減少し、1億73百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

(食料部)

外食産業への販売をメインとしている牛肉については、現地の産地価格の高騰や供給量の減少、円安の長期化が続いており、前事業年度比では売上高・取扱数量ともに減少となりました。

輸入鶏肉におきましては、ブラジル産からタイ産への切替などで取扱数量が増加したものの、売上高・取扱数量ともに前事業年度比では減少となりましたが、新規契約先及び取扱商材の拡充により、利益は増加しました。国産鶏肉については、取引を安定的に確保すべく新規取引先の拡大に努め、成約を積み上げ、前事業年度比では大幅に増加させることができました。

タイ産の加工食品につきましては、海外の生産・輸送体制の強化により利益率の高い商材の販売が成約できたことや取扱数量が増加しており、売上高・取扱数量、利益ともに増加となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、88億10百万円（前事業年度比22.0%増）、セグメント利益は、2億21百万円（前事業年度比12.7%増）となりました。

(農産部)

農産品につきましては、緑豆等は増加したものの、蕎麦につきましては、新規契約取引の成約による利益率の高い商品の販売を増加させることができず、売上高・取扱数量を伸ばすことができませんでした。また、円安や輸送コストの増加が利益を圧迫し、利益を増加させることができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は、27億74百万円（前事業年度比8.1%減）、セグメント利益は、47百万円（前事業年度比10.1%減）となりました。

(中国開拓部)

中国関連につきましては、中国向けの輸出取引・三国間取引について販売体制の変更に伴い、受注が一時的に減少しており、後半は回復してきましたが、前事業年度比では売上高・取扱数量ともに減少となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、59億94百万円(前事業年度比14.7%減)、セグメント利益は、1億24百万円(前事業年度比11.1%減)となりました。

(生活産業部)

輸入豚肉では、国内市場における在庫過剰感が続き、現地価格の高騰や為替相場の円安傾向もあり、販売を進めることが厳しい市場環境が続いておりますが、新規商材の提案による成約等の取組みも前事業年度より進み、前事業年度比では、売上高・取扱数量ともに増加となりました。

化学品は、価格競争の影響や為替相場の影響により、商品となる原料の確保が厳しい状況が続き、他の新規商材を開拓しているものの、売上高を伸ばすことができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は、20億83百万円(前事業年度比39.8%増)、セグメント利益は、26百万円(前事業年度比36.9%増)となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ80百万円減少し、2億65百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、5億60百万円(前事業年度は得られた資金51百万円)となりました。これは主に、売上債権の増加9億40百万円、棚卸資産の減少6億9百万円等、仕入債務の減少2億88百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、5百万円(前事業年度は使用した資金20百万円)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、4億84百万円(前事業年度は使用した資金3億56百万円)となりました。これは主に、短期借入金金の増加4億93百万円によるものです。

③仕入、受注及び販売の実績

イ 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)
食料部	8,483,299 (千円)	127.1
農産部	2,456,365 (千円)	88.3
中国開拓部	5,875,425 (千円)	81.7
生活産業部	1,476,330 (千円)	76.5
合計	18,291,420 (千円)	98.5

ロ 受注実績

受注実績と販売実績の差異は僅少なため、受注実績の記載は省略しております。

ハ 販売実績

生活産業部の売上が増加しております。

これは、主に欧州産豚肉の売上が増加したことによります。

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)
食料部	8,810,162 (千円)	122.0
農産部	2,774,060 (千円)	91.8
中国開拓部	5,994,681 (千円)	85.2
生活産業部	2,083,233 (千円)	139.8
合 計	19,662,137 (千円)	104.8

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
BEIJING CRANE TRADING CO., LTD (株)サイゼリヤ	4,717,494	25.1	4,236,263	21.5
	2,138,727	11.4	2,911,924	14.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況の分析

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 (注記事項) (重要な会計方針)」に記載しているのとおりであります。

当社は、この財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況を勘案して合理的と認められる見積りや判断を行い、その結果を資産・負債の帳簿価額及び収益・費用の金額に反映しております。しかし、見積りには特有の不確実性があるため、実際の結果とは相違する場合があります。

②当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績目標に対する認識及び分析

経営目標において売上総利益率を4%と設定しており、当事業年度におけるセグメント別の売上高総利益率等は、次のとおりとなりました。

	食料部	農産部	中国開拓部	生活産業部	全 社
売 上 高 (千円)	8,810,162	2,774,060	5,994,681	2,083,233	19,662,137
売上総利益 (千円)	422,860	98,232	156,750	83,301	761,145
売上高総利益率	4.7%	3.5%	2.6%	3.9%	3.8%

上記のように、経営環境等の影響もあり目標を達することはできませんでした。

ロ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析は「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

③資本の財源及び資金の流動性

イ 資金需要

当社の資金需要は主に運転資金需要であります。運転資金需要は商品仕入のほか、販売費及び一般管理費の営業費用であります。営業費用の主なものは、人件費、旅費交通費、報酬等となっております。

ロ 財政政策

当社は、運転資金につきましては、内部資金及び借入により調達しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

特記すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社事務所 (東京都新宿区)	食料部 農産部	総括 業務施設	15,577	—	5,256	20,833	31
その他	中国開拓部 生活産業部	厚生施設等	44,671	145,560 (268)	370	190,602	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であります。
2. 上記の他、建物を賃借しており、年間賃借料は下記のとおりであります。
本社 17,139千円

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2025年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容
普通株式	1,934,019	1,934,019	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は 100株であります。
計	1,934,019	1,934,019	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (注) 8	第5回新株予約権 (注) 8
決議日	2022年8月16日	2024年11月14日	2024年11月14日
付与対象者の区分及び 人数 (名)	取締役 (社外取締役を 除く) 2 社外取締役 2 監査役 4 使用人 28 (注) 7	取締役 (社外取締役 を除く) 2 使用人 3	取締役 (社外取締役 を除く) 2 社外取締役 3 使用人 30
新株予約権の数 (個) ※	355 (注) 1	70 (注) 1	430 (注) 1
新株予約権の目的とな る株式の種類、内容及 び数 (株) ※	普通株式 35,500	普通株式 7,000	普通株式 43,000
新株予約権の行使時の 払込金額 (円) ※	新株予約権1個当たり 97,700 (1株当たり977) (注) 2	新株予約権1個当た り87,900 (1株当たり879) (注) 3	新株予約権1個当た り90,300 (1株当たり903) (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年9月2日 至 2027年9月1日	自 2025年12月1日 至 2027年12月31日	自 2026年12月1日 至 2034年10月31日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 977 資本組入額 489	発行価格 879 資本組入額 440	発行価格 903 資本組入額 452
新株予約権の行使条件※	(注) 5	(注) 4	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	(注) 6	(注) 6

※当事業年度末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.02を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、879円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. (1) 新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、3億円を超過した場合、権利行使期間に限り権利を行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。
ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ①当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に変更に大きな変更が生じた場合
 - ②その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される）による。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される）による。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記6.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後
に、上記、3. 又は4. における行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従っ
て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記、行使期間の末
日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条
第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じ
たときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資
本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす
る。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. 又は4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計
画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株
主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定
める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 以下に該当する場合、上記4.(3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償
で取得することができる。
 - (a) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (b) 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
 - (c) 新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったと
き。
 - (d) 本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊
知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又
は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場
合。
 - (e) 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たと
き。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 退職による権利喪失及び監査等委員会設置会社への移行により、2025年11月30日現在における付与対象者の区
分及び人数は、取締役5名、元監査役3名及び従業員24名となっております。

8. 取締役会決議日である2024年11月14日現在の内容を記載しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年9月3日 (注)1	272,200	1,600,419	69,955	1,414,931	69,955	1,376,871
2022年5月3日 (注)2	—	1,600,419	△1,314,931	100,000	△1,376,871	—
2022年9月1日 (注)3、4、5	333,600	1,934,019	157,792	257,792	157,792	157,792

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格 514円 資本組入額 257円
割当先 株式会社エビス商事、株式会社ランニングの2社であります。
2. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振替える処理を行っております。
3. 有償第三者割当 発行価格 946円 資本組入額 473円
割当先 桑畑夏美、湯浅健右、湯浅商事株式会社、リバイブ投資事業組合の4名であります。
4. 2022年8月16日付で提出した有価証券届出書及び2022年8月22日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」において変更が生じております。その内容につきましては、2024年7月12日付け「新株式及び新株予約権の発行に関する資金使途及び支出予定時期変更のお知らせ」において開示しましたとおり、以下の重要な変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、生活者の生活の質の向上に貢献する価値の創造を目指し、企業活動・事業活動に従事しております。そのために、企業活動の活性化と経営基盤を強化し、多様な付加価値を創造することで、特定地域や分野で能力を発揮できる専門商社となることを目指し努力を重ねており、①利益率の向上と安定的利益の確保、②リスクの分散・回避、③機動的な資金の投入、④純資産の部の改善といった4つの基本方針の下、全社一丸となって取り組んでおります。

本資金調達の実行に伴い、新たな事業基盤の確立を模索しておりますが、一方で、2023年12月22日に「合弁会社設立に関するお知らせ」にて、お知らせいたしましたとおり、この度、中国国内において越境EC事業を展開するため、中華人民共和国山東省威海市威海総合保税区内において新たに現地法人を設立し、新たな取り組みを開始致しました。

中華人民共和国山東省威海市威海総合保税区内における越境EC事業については既に事業を開始しており、主に化粧品雑貨等の仕入販売を行っております。なお、資本金の払い込みについては、一定の期間内に払い込めば問題が無いことから、支出予定時期を変更するものです。

また、2022年8月16日付「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行（行使価額修正選択権付き）に関するお知らせ」にて公表しました資金使途のうち、「太陽光事業への投資資金」については、現時点においては、引き続き候補となる案件の選定を行っていることから支出予定時期を変更するものです。

その他「ペットフード事業への投資資金」については、原材料等の高騰により現在進捗している以上の事業拡大による収益の増加が見込めないこと、及びECOミートに係る事業開発費用については、賛同頂ける企業団体が当初の想定よりも少なく、具体的な進展が見えないことから、当社としましては、現在注力しております中国での貿易事業、越境ECビジネスの仕入資金の一部に、資金使途を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更箇所を下線を付して表示しております。

変更前の本資金調達の資金使途（2024年1月19日取締役会決議にて変更したもの）

具体的な使途	金額	支出予定時期
ペットフード事業への投資資金		
ペットフード機械取得費用	55百万円	2022年9月～2024年12月
太陽光事業への投資資金		
産業用太陽光発電システムに係る事業開発費用	375百万円	2022年9月～2024年12月
ECOミート事業への投資資金		
ECOミートに係る事業開発費用	293百万円	2022年9月～2025年7月
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金		
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金	60百万円	2023年5月～2024年3月
威海における越境EC事業の事業資金		
威海における越境EC事業の事業資金	15百万円	2024年1月～2024年3月

変更後の本資金調達のための具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
ペットフード事業への投資資金		
ペットフード機械取得費用	1百万円	2022年9月～2024年12月
太陽光事業への投資資金		
産業用太陽光発電システムに係る事業開発費用	375百万円	2022年9月～2026年3月
(削除)		
(削除)	—	—
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金		
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金	60百万円	2023年5月～2024年3月
威海における越境EC事業の事業資金		
威海における越境EC事業の事業資金	15百万円	未定
中国での貿易事業、越境EC事業資金		
中国での貿易事業、越境EC事業の拡大資金	347百万円	2024年7月～2025年12月

現在の資金使途への充当状況として、「ペットフード事業への投資資金」につきましては、予定しておりましたペットフードの原料を加工するミキサー機について、機器1台の取得を致しました。その費用として、70万円を充当しておりますが、原材料の高騰等の問題により、今後事業拡大による収益の更なる獲得が見込めないことから、今後の資金投下を行わないことと致しました。

次に、太陽光事業への投資資金につきましては、当社の想定する投資規模及び想定利回りを勘案し、継続して候補となる案件を選別しており、引き続き、具体的な投資案件を検討してまいります。

ECOミート事業に関しましては、現在本件事業で提携できる企業を検討しておりましたが、現時点においては、提携を行うような企業が見つからなかったことから、本件事業の推進を断念致しました。

また、2024年1月19日に開示致しました、越境EC事業を行う太洋物産科技（威海）有限公司の出資金合計15百万円の支出につきましては、今後一定の期間内に払い込めば問題が無いことから、支出予定時期を変更するものです。なお、今後の資金需要に合わせて払い込みの時期を他の出資者と協議の上、検討してまいります。

また、煙台における中国国内向けシロップ販売の事業、威海における越境EC事業と同様に、今後も中国国内への輸出事業を実施し、事業を拡大する見通しであることから、本件増資の資金の残額を、中国国内での貿易事業、越境EC事業の拡大資金に充当するものです。

5. 2022年8月16日付で提出した有価証券届出書及び2022年8月22日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」において変更が生じております。その内容につきましては、2025年11月14日付け「新株式及び新株予約権の発行に関する資金使途変更のお知らせ」において開示しましたとおり、以下の重要な変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、生活者の生活の質の向上に貢献する価値の創造を目指し、企業活動・事業活動に従事しております。そのために、企業活動の活性化と経営基盤を強化し、多様な付加価値を創造することで、特定地域や分野で能力を発揮できる専門商社となることを目指し努力を重ねており、①利益率の向上と安定的利益の確保、②リスクの分散・回避、③機動的な資金の投入、④純資産の部の改善といった4つの基本方針の下、全社一丸となって取り組んでおります。

2025年8月15日付「第1回新株予約権（行使価額修正選択権付き）の取得及び消却のお知らせ」のとおり、本資金調達のうち、第1回新株予約権については、取得及び消却を行ったため、調達資金の総額が減少することに伴い、資金使途を見直すことと致しました。

また2025年7月25日付「子会社の設立及び合弁会社設立に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」のとおり、当社は株式会社Food Operation Japan及びM.L. Dispanadda Diskul 氏との間で、タイ王国における日本のラーメンブランド展開および高品質食料事業に関する共同事業を行うことと致しました。当該事業推進のため、当社100%子会社として2025年10月24日に株式会社TBK GLOBAL TABLE（以下、「TBK GLOBAL TABLE」という。）（東京都新宿区、代表取締役 黒木浩文）を設立しております。TBK GLOBAL TABLEの資本金として1,000万円、及び当面の活動資金として、当社から1,000万円を貸付ける予定です。TBK GLOBAL TABLEへの出資及び貸付の総額として2,000万円を本資金調達による資金の残額から充当することと致します。

なお、第1回新株予約権の取得及び消却により、大幅に調達予定額が変更することに伴い、「産業用太陽光発電システムに係る事業開発費用」、及び「中国での貿易事業、越境EC事業の拡大資金」については、一旦資金充当額を減少させますが、具体的な資金ニーズが出てきた際には、新たな資金調達方法を検討してまいります。

また、「威海における越境EC事業の事業資金」については既に事業を開始し、主に化粧品雑貨等の仕入販売を行っております。2024年1月19日に開示致しました、越境EC事業を行う太洋物産科技（威海）有限公司への出資金払込みについては、一定の期間内に払い込めば問題が無いこととされておりますが、現時点においても払込みの時期を定めていないため、引続き未定としております。

(2) 変更の内容

変更箇所を下線を付して表示しております。

変更前の本資金調達資金の用途（2024年7月12日取締役会決議にて変更したもの）

具体的な用途	金額	支出予定時期
ペットフード事業への投資資金		
ペットフード機械取得費用	100百万円	2022年9月～2024年12月
太陽光事業への投資資金		
産業用太陽光発電システムに係る事業開発費用	375百万円	2022年9月～2026年3月
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金		
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金	60百万円	2023年5月～2024年3月
威海における越境EC事業の事業資金		
威海における越境EC事業の事業資金	15百万円	未定
中国での貿易事業、越境EC事業資金		
中国での貿易事業、越境EC事業の拡大資金	347百万円	2024年7月～2025年12月

変更後の本資金調達の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
ペットフード事業への投資資金		
ペットフード機械取得費用	100百万円	2022年9月～2024年12月
太陽光事業への投資資金		
産業用太陽光発電システムに係る事業開発費用	50百万円	2022年9月～2026年3月
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金		
煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金	60百万円	2023年5月～2024年3月
威海における越境EC事業の事業資金		
威海における越境EC事業の事業資金	15百万円	未定
中国での貿易事業、越境EC事業資金		
中国での貿易事業、越境EC事業の拡大資金	151百万円	2024年7月～2025年12月
タイ王国における日本のラーメンブランド展開および高品質食料事業の事業資金		
TBK GLOBAL TABLEへの出資及び貸付金	20百万円	2025年11月～12月

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	16	26	16	21	2,066	2,148	—
所有株式数(単元)	—	246	678	3,652	2,158	133	12,461	19,328	1,219
所有株式数の割合(%)	—	1.27	3.50	18.89	11.16	0.68	64.47	100.00	—

(注) 自己株式823株は、「個人その他」に8単元及び「単元未満株式の状況」に23株を含めて表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(百株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
ORCHID PLUS PTE. LTD. (常任代理人 福和 明子)	400 ORCHARD ROAD, #05-17, ORCHAR TOWERS, SINGAPORE238875 (東京都荒川区)	189	9.77
株式会社エビス商事	宮崎県都城市豊満町980番地1	136	7.04
桑畑 夏美	宮崎県都城市	111	5.75
桑畑 幸奈	東京都港区	67	3.49
株式会社MC	東京都港区西新橋3丁目24-10	66	3.43
柏原 滋	神奈川県横浜市青葉区	50	2.62
桑畑 直樹	宮崎県都城市	45	2.37
星野 紀子	東京都港区	42	2.19
太洋不動産株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目56番10号	40	2.10
湯浅商事株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目28番1号	33	1.72
計	—	783	40.51

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,932,000	19,320	—
単元未満株式	普通株式 1,219	—	—
発行済株式総数	1,934,019	—	—
総株主の議決権	—	19,320	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
太洋物産(株)	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地	800	—	800	0.04
計		800	—	800	0.04

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	34	32,232
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	823	—	823	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元について、最も重要な経営課題として認識しております。また、長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標と掲げ、安定した利益配当を継続することを基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を基本方針としています。

期末配当の剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度におきまして営業利益2億47百万円、経常利益1億73百万円、当期純利益1億48百万円を計上しましたが、純資産は9億93百万円であることから、財務基盤を盤石なものにすることを最優先といたしたく、当期配当につきましては無配とさせていただきます。

今後も、すみやかな内部留保資金の回復に努め、経営と資本の安定に努めてまいります。

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先等から評価され安定的かつ着実な成長を続ける事を目指し、経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することに努めております。また、株主、顧客、取引先等に対し、経営活動に対する監視・チェック機能の有効性の確保に努め、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2022年12月28日開催の第82期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員が取締役会における議決権をもつこと等により、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化及び持続的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

事業目的の達成を支援し、企業の社会的責任の取り組みを有効に発揮させる内部統制の目的は、コンプライアンスの確保・財務報告の信頼性確保・業務の効率化等にあります。それらを有効なものとして定着させ、運用していくためには、コーポレート・ガバナンスの確立と全社的に法令遵守とリスク管理を企業風土として定着させることが重要な課題と考えております。

イ 取締役会

取締役会（監査等委員を含む）は、2025年12月25日現在5名（男性5名女性0名：社外取締役3名）の取締役に構成されており、月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営上の重要事項について意思決定を行います。経営に関する事項や新規事業分野への投資活動等についても、事業性評価とリスク要素から選別し、優先度をつけ、実質的で有効な経営資源の配分を行う運用を実施しております。取締役会の議長は代表取締役社長であり、構成員の氏名については、後記「(2)役員の状況」に記載しております。

ロ 監査等委員会

監査等委員会は、2025年12月25日現在3名（男性3名：社外監査等委員3名）で構成されており、原則として毎月1回開催される定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。議長は横山友之監査等委員であり、構成員の氏名については、後記「(2)役員の状況」に記載しております。監査等委員会を定期的に開催することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を実現させております。

ハ リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、代表取締役社長を統括責任者として、取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンスの重要性の理解と、その遵守について、情報セキュリティ、インサイダー取引防止の適切な運用の情報発信・研修の実施等を行っております。

また、当社を取り巻く環境の変化により生じうるリスクに関する予防策を講じ、その発生時の対応についても討議しております。また、グループウェアを活用した情報共有など、適時開示すべき会社情報の共有を図っております。

ニ 営業会議

当社では、各管掌取締役が各部門長から報告を受け、協議を行う営業会議を原則として毎月開催しております。当該会議では各部門の執行案件に関する議論、重要事項の審議を行うことにより、経営活動の効率化を図っております。

ホ 会計監査人

会計監査人にはフロンティア監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

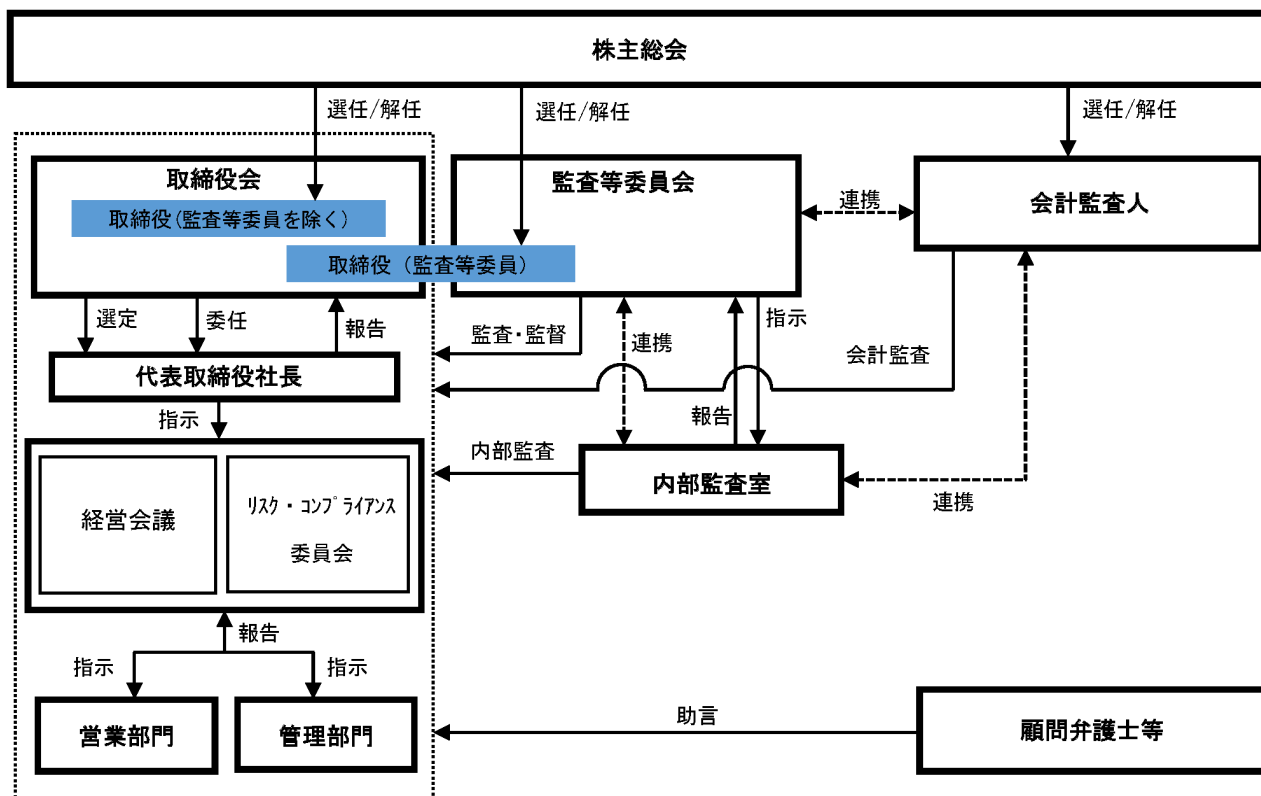
ヘ 顧問弁護士

当社では、重要な法務課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行ったうえで、適切な助言を受けております。

ト 内部監査室

当社では、監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、監査等委員会により直接任命された内部監査担当者（2名）を選任しております。

なお、2025年12月25日現在の当社の経営管理組織の仕組みを図で示すと、次のとおりであります。



③企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

内部統制システムを有効に運用するため、取締役・従業員が社会規範に則した行動をとるための企業倫理行動指針として「行動規範」を制定し、取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を中心として、この「行動規範」が企業風土に定着する努力を絶えず行うことにより、法令及び定款に適合した業務が行われる体制をとっております。

(ロ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社は定例取締役会を月1回開催し、法令又は定款に定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに業績・業務の執行状況の把握を行うとともに懸案事項が生じた時は、適時臨時取締役会を開催することにより、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努めております。

ロ リスク管理体制の整備状況

(イ) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。

(ロ) リスク情報等については、各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は総務部が行うものとしております。

(ハ) 不測の事態が発生した場合には、関連規程に従い対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(ニ) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとし、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

ハ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、総務部を窓口として、警察、弁護士等の関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応いたします。また、平素から警察や関係団体など外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

ニ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は、6名以内とする旨定款に定めております。

ホ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取

引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

へ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

(ロ) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査等委員（監査役及び監査等委員であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査等委員である取締役、取締役及び監査役であった者が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任の決議については、累積投票によらない旨定款に定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④責任限定契約の内容

当社と各社外取締役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査等委員である取締役及び管理職従業員となります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑥取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、活動状況は以下のとおりであります。

開催頻度		毎月1回以上（年間開催回数17回）	
具体的検討内容			
(決議事項) 年度予算の承認、株主総会の招集、年度・四半期決算の承認、重要な社内規程の改廃等			
(報告内容) 月次業績等・取締役会の実効性の評価・サステナビリティ推進検討・個別案件の進捗状況等			
役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	松島 伸介	17	17
取締役	長崎 旭倫	17	17
社外取締役（監査等委員）	横山 友之	17	17
社外取締役（監査等委員）	大下 良仁	17	16
社外取締役（監査等委員）	上楽 裕三	17	17

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長	松島 伸介	1971年8月28日生	1994年4月 高木証券株式会社 入社 1996年10月 株式会社アプラス 入社 2000年1月 フレックス株式会社 入社 2022年3月 当社代表取締役社長 (現任) 2023年6月 太洋物産科技 (煙台) 有限公司 総 経理 (現任)	(注)2	—
取 締 役	姜 偉 (長崎旭倫)	1964年9月20日生	1985年12月 当社入社 2006年4月 北京駐在事務所長 2010年1月 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務 所長 2012年4月 営業開拓部マネージャー 兼 北京駐 在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月 上海太洋栄光商業有限公司 董事長 2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部ジ ェネラルマネージャー 2016年12月 取締役 (現任) 2016年12月 食料1部 食料2部 営業開拓部 生活 産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌 2019年1月 食料部 営業開拓部 生活産業部 管 掌 上海太洋栄光商業有限公司 総 経理 (現任) 2023年6月 太洋物産科技 (煙台) 有限公司 董 事長 (現任) 2025年1月 食料部 農産部 中国開拓部 生活 産業部 管掌 (現任)	(注)2	—
取 締 役 (監査等委員) (注)1	横山 友之	1975年6月5日生	2002年10月 監査法人トーマツ 入社 2006年12月 公認会計士登録 2009年4月 デロイトトーマツFAS株式会社 (現 デロイトトーマツフィナンシャルア ドバイザリー合同会社) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所設立 同代表者 (現任) 税理士登録 2011年5月 ポケットカード株式会社 社外独立 役員 2015年7月 株式会社立飛ストラージャボ 非常 勤執行役員 (現任) 2019年3月 光ビジネスフォーム株式会社 社外 独立役員 (現任) 2021年7月 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 (現任) 2021年10月 一般財団法人オークネット財団 評 議員 (現任) 2022年3月 当社 取締役 2022年4月 TRIBAWL株式会社 社外取締役 (現 任) 2022年5月 株式会社ジー・スリーホールディン グス 取締役 (監査等委員) 2022年10月 株式会社BlueSeed 代表取締役 (現 任) 2022年12月 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 2023年3月 KAOPA株式会社 社外取締役 (現任) 2024年8月 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年6月 株式会社nmsホールディングス 取締 役 (監査等委員) (現任)	(注)3	—
取 締 役 (監査等委員) (注)1	大下 良仁	1986年1月24日生	2012年1月 大分地方裁判所 判事補任官 2015年4月 二重橋法律事務所 (現 祝田法律事務所) 入所 2017年4月 東京地方裁判所 判事補 2019年4月 弁護士登録 弁護士法人琴平総合法律事務所入所 2020年4月 株式会社ヒューマンクリエーション ホールディングス 監査役 当社取締役 2022年3月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2022年12月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2023年12月 善国寺坂法律事務所 入所 (現任) 2024年8月 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年12月 株式会社ヒューマンクリエーション ホールディングス 社外取締役 (現 任)	(注)3	—
取 締 役 (監査等委員)	上楽 裕三	1985年4月16日生	2010年1月 監査法人トーマツ (現 有限責任監 査法人トーマツ) 入所 2014年3月 公認会計士 登録	(注)3	—

(注)1			2014年9月	デロイトトーマツファイナンシャル アドバイザー株式会社 (現 デロ イトトーマツファイナンシャルアド バイザリー合同会社) 出向		
			2017年10月	株式会社ストライク 入社		
			2020年10月	株式会社中小企業ファイナンシャル アドバイザー 設立 同社代表取 締役 (現任)		
			2021年12月	当社監査役		
			2022年12月	当社取締役 (監査等委員) (現任)		
計						-

- (注) 1. 取締役 横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏は社外取締役であります。
2. 2025年12月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 2024年12月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。

② 社外役員の状況

当社の監査等委員である社外取締役は3名であります。

当社は社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社外取締役である監査等委員を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定められたものではありませんが、その選任に際しては、経歴と関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると個別に判断しております。

監査等委員である社外取締役の横山友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として当社の業務執行を監査する適切な人材と判断し選任しております。

監査等委員である社外取締役の大下良仁氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験双方を有し、法律実務に関する豊富な経験を有していることから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断し選任しております。

監査等委員である社外取締役の上楽裕三氏は、公認会計士として、上場会社の監査業務、M&A及びコンサルティング業務の経験を活かし、コーポレートファイナンスの視点から、当社の企業価値の向上とガバナンスの強化を図り、当社の監査役就任以降その豊富な経験を活かし、経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、職務を適切に遂行いただいております。監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断し選任しております。

監査等委員である社外取締役の横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏を独立役員として指定しており、独立した立場から会社の業務執行を監督することが可能であると考えております。

③ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社外取締役である監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役である監査等委員は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換を通じ、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との連携を図っております。また、内部統制システムの構築・運用状況等についても監督・監査を行っております。取締役会においては、当社の経営及び業務執行の状況並びに内部監査、監査等委員会監査、会計監査及び内部統制の状況等について報告を受け、独立した立場で適宜必要な意見を述べること等により、経営の監督を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成し、全員が社外取締役であります。監査等委員会は原則毎月開催し、また、必要に応じて臨時に開催いたします。監査等委員会は、業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を行うこととしております。

(当事業年度の監査等委員会の活動状況)

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されております。

監査等委員会は原則として毎月1回開催され、必要事項を協議しております。また、監査等委員は取締役会への出席、取締役、担当部課長からの状況報告、説明などの聴取、重要な会議へ出席するほか、効率的な監査を行うため、監査対象、内容について内部監査室と連携し、監査等委員会監査を実施しております。必要に応じ適宜監査等委員としての意見を述べております。

さらに、会計監査人と会計監査に関する意見交換、監査計画と結果の報告を受けております。

監査等委員である社外取締役の横山友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として当社の業務執行を監査する適切な人材と判断し選任しております。

監査等委員である社外取締役の大下良仁氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験双方を有し、法律実務に関する豊富な経験を有していることから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役

として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断しました。

監査等委員である社外取締役の上楽裕三氏は、公認会計士として、上場会社の監査業務、M&A及びコンサルティング業務の経験を活かし、コーポレートファイナンスの視点から、当社の企業価値の向上とガバナンスの強化を図り、当社の監査役就任以降その豊富な経験を活かし、経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、職務を適切に遂行いただいております。監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断し選任しております。

監査等委員である社外取締役の横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏を独立役員として指定しており、独立した立場から会社の業務執行を監督することが可能であると考えております。

イ 監査等委員会の開催回数と出席状況

当事業年度において監査等委員会を全13回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席状況
監査等委員	横山 友之	13回	13回
監査等委員	大下 良仁	13回	13回
監査等委員	上楽 裕三	13回	13回

ロ 監査等委員会における具体的な検討内容

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針、事業報告および附属明細書の適法性、取締役の職務執行の妥当性、内部統制システムの整備、運用状況、会計監査人の評価と再任同意、会計監査人との年度監査計画の討議、監査法人の監査報酬に対する同意、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査等委員による月次活動報告に基づく情報共有等であります。

② 内部監査の状況

内部監査は、監査等委員会直轄の内部監査室(2名)が各業務の社内手続きに基づいた妥当性かつ有効性の評価について内部監査を実施し、その結果は定期的に監査等委員会及び取締役会に報告され業務の改善等に努めております。

また、内部監査の実効性を確保するための取組として社内規程の遵守状況、コンプライアンス体制の整備状況について、独立・客観的な評価を実施するとともに、改善事項を指摘し、改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い監査を実施しております。

内部監査室は、内部統制の整備と運用状況について評価するとともに、内部統制の有効性や適正性の検証を行い、監査等委員会及び取締役会へ報告し、会計監査人とは定期的に打ち合わせの機会を設け、連携して監査を進められるよう情報共有を行っております。

③ 会計監査の状況

イ 監査法人の名称

フロンティア監査法人

ロ 継続監査期間

3年間

ハ 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 藤井 幸雄

指定社員 業務執行社員 酒井 俊輔

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名

ホ 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に当たっては、その規模、独立性、専門性及び内部管理体制などを総合的に勘案することとしており、検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

ヘ 解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ト 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(日本監査役協会)に記載されている会計監査人の評価基準項目を参考にして評価し、監査法人の品質管理体制、監査チームの人数、能力、経験、監査計画及び実施状況、監査報酬

の合理性等を勘案し評価しております。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
23	—	23	—

ロ 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

事業の特性、事業規模、監査業務量等を勘案して適切に決定しております。

ホ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査時間、監査方法などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年12月28日開催の第82回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。

当社は2022年12月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は株主総会決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準としております。具体的には固定報酬としての基本報酬及び長期的な取締役へのインセンティブとして、ストック・オプション制度を導入しております。短期の業績により変動する業績連動報酬は導入しておりません。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションであり、その詳細・当事業年度における交付状況は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権の状況①ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

d. 取締役会の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し、各取締役の報酬等について、委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたって取締役会にて妥当性等について確認しております。

e. 監査等委員である取締役の個人別の報酬額の決定に関する事項

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	18,912	17,880	—	—	—	1,032	2
監査等委員（社外取締役を除く）	—	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,387	9,000	—	—	—	387	3

(注) 非金銭的報酬は、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

④使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当事業年度は保有していません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の財務諸表について、フロンティア監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から判断し、現時点での当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.8%
売上高基準	0.0%
利益基準	△17.0%
利益剰余金基準	△6.6%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、適時に対応することは、上場企業として重要であることを認識しております。そのため監査法人との連携や各種関連セミナーへの参加、各種専門書の確認により会計基準の変更等に関する情報を収集した上で、当社に關係する内容を十分把握し、資料作成及び開示基準手続きを行っております。

なお、公益財団法人財務会計基準機構への加入はあくまでも任意であることから、当社の規模等を踏まえた現時点では加入を予定しておりませんが、今後の状況等も勘案しながら、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、適時に対応できるよう必要に応じて検討してまいります。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	346,864	265,969
電子記録債権	11,733	8,219
売掛金	※1 4,944,818	※1 5,888,553
商品	1,912,169	1,302,598
前渡金	70,287	232,026
前払費用	29,875	31,013
未収入金	62,622	23,255
デリバティブ債権	—	3,485
その他	3,634	4,600
流動資産合計	7,382,006	7,759,722
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 145,512	※1 145,512
減価償却累計額	△79,096	△85,262
建物（純額）	66,415	60,249
工具、器具及び備品	68,388	71,164
減価償却累計額	△63,742	△65,538
工具、器具及び備品（純額）	4,646	5,626
土地	※1 145,560	※1 145,560
有形固定資産合計	216,622	211,436
無形固定資産		
電話加入権	2,859	2,859
ソフトウェア	178	138
ソフトウェア仮勘定	14,598	14,598
無形固定資産合計	17,635	17,596
投資その他の資産		
出資金	10	10
関係会社出資金	129,652	129,652
前払年金費用	115,886	115,405
その他	129,013	130,072
投資その他の資産合計	374,561	375,140
固定資産合計	608,819	604,172
資産合計	7,990,825	8,363,894

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	193,518	188,878
買掛金	1,195,253	911,613
短期借入金	※1 5,414,699	※1 5,907,835
未払金	6,113	11,381
未払費用	152,465	139,717
未払法人税等	31,885	13,977
デリバティブ債務	41,895	—
前受金	1,875	1,112
契約負債	6,139	57,745
預り金	1,461	1,478
流動負債合計	7,045,309	7,233,740
固定負債		
繰延税金負債	35,484	36,404
退職給付引当金	107,375	100,666
固定負債合計	142,860	137,071
負債合計	7,188,169	7,370,812
純資産の部		
株主資本		
資本金	257,792	257,792
資本剰余金		
資本準備金	157,792	157,792
資本剰余金合計	157,792	157,792
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	409,713	558,438
利益剰余金合計	409,713	558,438
自己株式	△1,004	△1,037
株主資本合計	824,293	972,986
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△41,895	2,418
評価・換算差額等合計	△41,895	2,418
新株予約権	20,258	17,677
純資産合計	802,656	993,082
負債純資産合計	7,990,825	8,363,894

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	18,758,310	19,662,137
売上原価		
商品期首棚卸高	1,367,505	1,912,169
当期商品仕入高	18,559,535	18,291,420
合計	19,927,040	20,203,590
商品期末棚卸高	1,912,169	1,302,598
商品売上原価	※ 18,014,870	※ 18,900,991
売上総利益	743,439	761,145
販売費及び一般管理費		
役員報酬	26,880	26,880
従業員給料及び手当	150,399	148,748
賞与	3,191	—
退職金	273	—
退職給付費用	5,033	5,311
福利厚生費	30,320	29,936
賃借料	18,339	18,339
旅費及び交通費	29,325	34,439
租税公課	10,640	12,314
広告宣伝費	57	—
減価償却費	5,116	5,181
支払報酬	72,048	78,638
株式費用	33,762	46,231
その他	91,673	107,756
販売費及び一般管理費合計	477,062	513,778
営業利益	266,377	247,366
営業外収益		
受取利息	86	217
受取賃貸料	13,376	13,043
その他	1,209	839
営業外収益合計	14,672	14,100
営業外費用		
支払利息	63,682	77,736
支払保証料	6,535	6,499
為替差損	4,178	446
その他	4,281	3,009
営業外費用合計	78,677	87,692
経常利益	202,372	173,774
税引前当期純利益	202,372	173,774
法人税、住民税及び事業税	40,006	26,701
法人税等還付税額	△322	△1,505
法人税等調整額	△109	△147
法人税等合計	39,573	25,049
当期純利益	162,799	148,725

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	257,792	157,792	157,792	246,914	246,914
当期変動額					
当期純利益				162,799	162,799
自己株式の取得					
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	162,799	162,799
当期末残高	257,792	157,792	157,792	409,713	409,713

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△969	661,530	11,679	11,679	14,839	688,049
当期変動額						
当期純利益		162,799				162,799
自己株式の取得	△35	△35		—		△35
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△53,575	△53,575	5,418	△48,156
当期変動額合計	△35	162,763	△53,575	△53,575	5,418	114,606
当期末残高	△1,004	824,293	△41,895	△41,895	20,258	802,656

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	257,792	157,792	157,792	409,713	409,713
当期変動額					
当期純利益				148,725	148,725
自己株式の取得					
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）					
当期変動額合計				148,725	148,725
当期末残高	257,792	157,792	157,792	558,438	558,438

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△1,004	824,293	△41,895	△41,895	20,258	802,656
当期変動額						
当期純利益		148,725				148,725
自己株式の取得	△32	△32				△32
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			44,314	44,314	△2,581	41,732
当期変動額合計	△32	148,692	44,314	44,314	△2,581	190,425
当期末残高	△1,037	972,986	2,418	2,418	17,677	993,082

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	202,372	173,774
減価償却費	7,936	8,001
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,774	△6,708
受取利息	△86	△217
支払利息	63,682	77,531
為替差損益 (△は益)	606	△105
売上債権の増減額 (△は増加)	△717,105	△940,221
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△544,664	609,571
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△31,066	31,066
前渡金の増減額 (△は増加)	660,815	△161,739
仕入債務の増減額 (△は減少)	522,686	△288,279
その他	△41,111	63,056
小計	128,838	△434,270
利息の受取額	86	217
利息の支払額	△65,777	△82,757
法人税等の支払額	△12,914	△44,825
法人税等の還付額	1,223	1,505
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,456	△560,129
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,132	△3,151
無形固定資産の取得による支出	△14,796	—
その他	△3,304	△2,467
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,233	△5,618
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己新株予約権の取得による支出	—	△8,356
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△356,865	493,136
自己株式の取得による支出	△35	△32
財務活動によるキャッシュ・フロー	△356,900	484,747
現金及び現金同等物に係る換算差額	△606	105
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△326,284	△80,895
現金及び現金同等物の期首残高	673,149	346,864
現金及び現金同等物の期末残高	※ 346,864	※ 265,969

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、牛肉、鶏肉、豚肉、農産品、中国生活関連商品等の内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。

・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

(ヘッジ手段)

通貨関連……為替予約取引

(ヘッジ対象)

通貨関連……外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

(3)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替相場変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
棚卸資産(棚卸資産評価損計上後)	1,912,169	1,302,598
売上原価に含まれる棚卸資産評価損の金額	3,637	2,664

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。なお、営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の減価率を設定し、取得価額に当該減価率を乗じることにより、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。正味売却価額は、業界情報等における相場情報をもとに適正に見積もった価額をもとに算定しております。

今後の顧客のニーズの変化、新型コロナウイルスの感染拡大や市場環境の悪化等により将来の正味売却価額が著しく下落した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日

企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準

を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産

担保に供している資産

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
売掛金	1,745,861千円	2,216,296千円
建物	47,773	44,671
土地	145,560	145,560
上記に対応する債務		

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期借入金	5,014,699千円	4,707,835千円

2. 輸出手形割引高

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
輸出手形割引高	9,558千円	3,738千円

※2. 関係会社項目

関係会社に対する資産

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
流動資産		
売掛金	40,258千円	32,473千円

(損益計算書関係)

※. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

商品期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下げにより評価減を行った後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
棚卸資産帳簿価額切下額	3,637千円	2,664千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,934,019	—	—	1,934,019
合計	1,934,019	—	—	1,934,019
自己株式				
普通株式	753	36	—	789
合計	753	36	—	789

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加36株は、単元未満株式の買取りによる増加額であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	5,560	—	—	5,560	8,356
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	78
	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	11,823
	合計		5,560	—	—	5,560	20,258

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,934,019	—	—	1,934,019
合計	1,934,019	—	—	1,934,019
自己株式				
普通株式	789	34	—	823
合計	789	34	—	823

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加34株は、単元未満株式の買取りによる増加額であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	5,560	—	5,560	—	—
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	11,823
	ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	48
	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	5,805
	合計		5,560	—	5,560	—	17,677

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	346,864千円	265,969千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	346,864千円	265,969千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として銀行借入によることを基本的な取組方針としております。資金需要の内容によっては、社債発行及び増資等によりその資金を賄うなど、最適な方法により調達する方針であります。一時的な余剰資金の運用については、預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、レバレッジの効く投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には輸入に伴う外貨建債務があり、為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、返済日は最長で決算日後1年以内であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務や外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に係るヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の重要な会計方針「7. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における取引担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。借入金については、変動金利と固定金利を適切にミックスすることにより、金利変動リスクの管理と資金調達コストの抑制の両立を図る方針です。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 電子記録債権	11,733	11,733	—
(2) 売掛金	4,944,818	4,944,818	—
資産計	4,956,551	4,956,551	—
(1) 支払手形	193,518	193,518	—
(2) 買掛金	1,195,253	1,195,253	—
(3) 短期借入金	5,414,699	5,414,699	—
(4) 未払費用	152,465	152,465	—
負債計	6,955,936	6,955,936	—
デリバティブ取引(*3)	(41,895)	(41,895)	—

当事業年度（2025年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 電子記録債権	8,219	8,219	—
(2) 売掛金	5,888,553	5,888,553	—
資産計	5,896,772	5,896,772	—
(1) 支払手形	188,878	188,878	—
(2) 買掛金	911,613	911,613	—
(3) 短期借入金	5,907,835	5,907,835	—
(4) 未払費用	139,717	139,717	—
負債計	7,148,043	7,148,043	—
デリバティブ取引(*3)	(3,485)	(3,485)	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価額がない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表価額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
関係会社出資金	129,652	129,652

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	346,077	—	—	—
電子記録債権	11,733	—	—	—
売掛金	4,944,818	—	—	—
合計	5,302,629	—	—	—

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	265,338	—	—	—
電子記録債権	8,219	—	—	—
売掛金	5,888,553	—	—	—
合計	6,162,111	—	—	—

2. 有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	5,414,699	—	—	—	—	—
合計	5,414,699	—	—	—	—	—

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	5,907,835	—	—	—	—	—
合計	5,907,835	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1以外のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	△41,895	—	△41,895

当事業年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	3,485	—	3,485

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	—	11,733	—	11,733
売掛金	—	4,944,818	—	4,944,818
資産計	—	4,956,551	—	4,956,551
支払手形	—	193,518	—	193,518
買掛金	—	1,195,253	—	1,195,253
短期借入金	—	5,414,699	—	5,414,699
未払費用	—	152,465	—	152,465
負債計	—	6,955,936	—	6,955,936

当事業年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	—	8,219	—	8,219
売掛金	—	5,888,553	—	5,888,553
資産計	—	5,896,772	—	5,896,772
支払手形	—	188,878	—	188,878
買掛金	—	911,613	—	911,613
短期借入金	—	5,907,835	—	5,907,835
未払費用	—	139,717	—	139,717
負債計	—	7,148,043	—	7,148,043

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

電子記録債権、売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

支払手形、買掛金、短期借入金、未払費用

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約は、観察可能なインプットである為替レートをを用いて評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関係会社出資金

前事業年度 (2024年9月30日)

関係会社出資金 (貸借対照表計上額129,652千円) は、市場価格がない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

当事業年度 (2025年9月30日)

関係会社出資金 (貸借対照表計上額129,652千円) は、市場価格がない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度 (2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度 (2024年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	264,752	—	(注)
為替予約等の原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	175,611	—	△42,944
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	192,657	—	1,048

(注) 為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（2025年9月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	249,023	—	(注)
為替予約等の原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	137,703	—	3,759
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	62,062	—	△273

(注) 為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、加入者全員に対する退職給付制度として、退職一時金制度及び規約型確定給付企業年金制度を併用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
退職給付債務の期首残高	139,553 千円	150,359 千円
勤務費用	9,081	9,292
利息費用	1,302	1,403
数理計算上の差異の発生額	421	4,873
退職給付の支払額	—	△21,073
退職給付債務の期末残高	150,359	144,855

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
年金資産の期首残高	171,891 千円	181,175 千円
期待運用収益	1,615	1,703
数理計算上の差異の発生額	7,667	△4,506
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	—	△9,534
年金資産の期末残高	181,175	168,837

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	52,934 千円	47,800 千円
年金資産	△181,175	△168,837
	△128,240	△121,037
非積立型制度の退職給付債務	97,424	97,055
未積立退職給付債務	△30,816	△23,982
未認識数理計算上の差異	22,305	9,243
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△8,510	△14,738
退職給付引当金	107,375	100,666
前払年金費用	△115,886	△115,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△8,510	△14,738

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
勤務費用	9,081 千円	9,292 千円
利息費用	1,302	1,403
期待運用収益	△1,615	△1,703
数理計算上の差異の費用処理額	△3,734	△3,681
退職給付費用	5,033	5,311

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
債券	10 %	12 %
株式	53	41
現金及び預金	36	46
合 計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算の基礎に関する事項

事業年度末における主要な数理計算上の計算の基礎

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
割引率	0.9 %	0.9 %
長期期待運用収益率	0.9 %	0.9 %

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	5,418千円	5,805千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
その他営業外収益	－千円	78千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2022年8月16日	2022年8月16日	2024年11月14日	2024年11月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員6名	当社取締役4名 当社監査役4名 当社従業員28名	当社取締役2名 当社従業員3名	当社取締役5名 当社従業員30名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 8,500株	普通株式 40,000株	普通株式 7,000株	普通株式 45,000株
付与日	2022年9月1日	2022年9月1日	2024年11月29日	2024年11月29日
権利確定条件	(注)3	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年9月2日～ 2025年9月1日	2024年9月2日～ 2027年9月1日	2025年12月1日～ 2027年12月31日	2026年12月1日～ 2034年10月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. (1) 新株予約権者は、2022年9月期から2024年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、500百万円を超過した場合、権利を行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額(ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。)に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

①当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合

②その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	8,500	—	—	—
付与	—	—	7,000	45,000
失効・消却	8,500	—	—	2,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	7,000	43,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末				
権利確定	—	36,500	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	1,000	—	—
未行使残	—	35,500	—	—

②単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	946	977	879	903
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,503	29,558	695	30,962

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効見込数の合理的な見積りは困難であるため、実績の見込み数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	32,878 千円	30,824 千円
株式等評価損	901	901
関係会社出資金評価損	23,317	23,317
税務上の繰越欠損金 (注) 2	283,769	143,157
その他	7,370	5,559
繰延税金資産小計	348,236	203,759
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△283,769	△143,157
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△64,466	△60,602
評価性引当額小計 (注) 1	△348,236	△203,759
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
為替予約	—	1,067
前払年金費用	35,484	35,337
繰延税金負債合計	35,484	36,404
繰延税金負債の純額	35,484	36,404

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	140,613	—	3,690	30,804	108,662	—	283,769
評価性引当額	△140,613	—	△3,690	△30,804	△108,662	—	△283,769
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（※）	—	3,690	30,804	108,662	—	—	143,157
評価性引当額	—	△3,690	△30,804	△108,662	—	—	△143,157
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.2	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.9
評価性引当額の増減	△9.5	△17.2
法人税等還付金	△2.2	△0.8
その他	0.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	14.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の減額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から31.5%に変更されております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	59,442千円	59,442千円
持分法を適用した場合の投資の金額	113,879	101,397
	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△5,177千円	△14,854千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（2024年9月30日）

資産除去債務につきましては、資産除去債務は存在するものの重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（2025年9月30日）

資産除去債務につきましては、資産除去債務は存在するものの重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、次のとおりであります。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品区分別に分解した売上高は以下のとおりです。

前事業年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

商品区分	報告セグメント				金額（千円）
	食料部	農産部	中国開拓部	生活産業部	
牛肉	1,077,463				1,077,463
牛肉その他	268,476				268,476
加工食品	3,024,899				3,024,899
輸入鶏肉	1,335,172				1,335,172
鶏肉その他	67,545				67,545
国産鶏肉	1,445,900				1,445,900
農産品		3,019,016			3,019,016
化学品				494,819	494,819
中国関連			7,030,071		7,030,071
豚肉				986,061	986,061
その他				8,883	8,883
顧客との契約から生じる収益	7,219,457	3,019,016	7,030,071	1,489,765	18,758,310
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,219,457	3,019,016	7,030,071	1,489,765	18,758,310

当事業年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

商品区分	報告セグメント				金額（千円）
	食料部	農産部	中国開拓部	生活産業部	
牛肉	1,222,514				1,222,514
牛肉その他					
加工食品	3,698,846				3,698,846
輸入鶏肉	1,259,964				1,259,964
鶏肉その他	120,715				120,715
国産鶏肉	2,508,121				2,508,121
農産品		2,774,060			2,774,060
化学品				391,808	391,808
中国関連			5,994,681		5,994,681
豚肉				1,626,417	1,626,417
その他				65,007	65,007
顧客との契約から生じる収益	8,810,162	2,774,060	5,994,681	2,083,233	19,662,137
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,810,162	2,774,060	5,994,681	2,083,233	19,662,137

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価額を算定する

ステップ4：取引価額を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

①牛肉・牛肉その他・加工食品・輸入鶏肉・鶏肉その他・国産鶏肉・豚肉・農産品

主に農畜産物を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が営業倉庫内にて外部顧客に名義変更される時点をもって、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

②化学品

主に化学塗料や美白材等といった化学製品を海外に卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該商品が国内から海外への船積がなされた時点で、外部顧客に当該商品の支配が移転するため、その時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

③中国関連・その他

主に第三国においてECサイト等で販売する化粧品等の雑貨類を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が第三国の営業倉庫内にて外部顧客に名義変更された時点をもって、当該履行義務が充足されると判断しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,239,446	4,956,551
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,956,551	5,896,773
契約資産（期首残高）	—	—
契約資産（期末残高）	—	—
契約負債（期首残高）	15,180	6,139
契約負債（期末残高）	6,139	57,745

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、畜産物を中心とした商品等の輸入・販売を主な事業としており、本社に主な取扱商品別の事業部を置いております。各事業部は、取扱商品ごとに事業計画を立案し、業績評価や投資意思決定を行っております。

従いまして、当社のセグメントは事業部から構成されており、「食料部」、「農産部」、「中国開拓部」及び「生活産業部」の4事業部を報告セグメントとしております。

各セグメントの事業に係る主な取扱商品は、以下のとおりであります。

- (1) 食料部 牛肉・鶏肉・タイ産加工食品
- (2) 農産部 農産品
- (3) 中国開拓部 中国生活関連商品
- (4) 生活産業部 豚肉・化学品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	食料部	農産部	中国開拓部	生活産業部		
売上高						
外部顧客への売上高	7,219,457	3,019,016	7,030,071	1,489,765	—	18,758,310
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	7,219,457	3,019,016	7,030,071	1,489,765	—	18,758,310
セグメント利益	196,242	52,592	140,338	19,116	△141,913	266,377
セグメント資産	2,674,215	1,044,820	2,800,140	1,339,092	132,557	7,990,825
セグメント負債	4,163,927	635,535	460,647	1,679,700	248,356	7,188,169
その他の項目						
減価償却費	2,145	544	330	610	1,485	5,116
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7,256	1,842	1,116	2,065	5,023	17,303

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△141,913千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額132,557千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の資産であります。

(3) セグメント負債の調整額248,356千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の負債であります。

(4) その他の項目の減価償却費の調整額1,485千円及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,023千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の費用及び増加額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	食料部	農産部	中国開拓部	生活産業部		
売上高						
外部顧客への売上高	8,810,162	2,774,060	5,994,681	2,083,233	—	19,662,137
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	8,810,162	2,774,060	5,994,681	2,083,233	—	19,662,137
セグメント利益	221,254	47,261	124,735	26,179	△172,063	247,366
セグメント資産	2,775,015	997,066	3,834,813	571,786	185,213	8,363,894
セグメント負債	2,956,046	883,516	2,822,171	446,129	262,948	7,370,812
その他の項目						
減価償却費	2,072	464	250	607	1,786	5,181
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,110	248	134	325	957	2,776

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△172,063千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額185,213千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の資産であります。

(3) セグメント負債の調整額262,948千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の負債であります。

(4) その他の項目の減価償却費の調整額1,786千円及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額957千円は、報告セグメントに帰属しない本社管理部門の費用及び増加額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

2024年12月17日に開示いたしました「2024年9月期決算説明資料」に記載の通り、当社は、①安定的な利益の獲得

及び取扱商材の拡充、②資金効率を鑑みた取扱品目の取捨選択、③中国事業の取扱強化により2025年9月期に営業利益295百万円の達成を目指しています。これまで営業開拓部に含まれておりました農産品と中国関連分野を独立させ、また化学品については生活産業部に移すことと致しました。その結果、「食料部」、「農産部」、「中国開拓部」、「生活産業部」の4セグメントに変更しております。

なお、前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	アジア（中国を除く）	その他	合計
10,860,730	7,186,045	499,136	212,398	18,758,310

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BEIJING CRANE COMMERCE AND TRADE CO., LTD	4,717,494	中国開拓部
(株)サイゼリヤ	2,138,727	食料部

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	アジア（中国を除く）	その他	合計
13,054,148	6,011,407	316,522	280,058	19,662,137

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BEIJING CRANE COMMERCE AND TRADE CO., LTD	4,236,263	中国開拓部
(株)サイゼリヤ	2,911,924	食料部

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	404円71銭	504円55銭
1株当たり当期純利益金額	84円20銭	76円93銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	80円14銭	73円58銭

1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	162,799	148,725
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	162,799	148,725
普通株式の期中平均株式数(株)	1,933,263	1,933,213
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数(千株)	98	87
(うち新株予約権(千株))	(98)	(87)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	145,512	—	—	145,512	85,262	6,165	60,249
工具、器具及び備品	68,388	2,776	—	71,164	65,538	1,795	5,626
土地	145,560	—	—	145,560	—	—	145,560
有形固定資産計	359,461	2,776	—	362,237	150,801	7,961	211,436
無形固定資産							
電話加入権	2,859	—	—	2,859	—	—	2,859
ソフトウェア	198	—	—	198	59	59	138
ソフトウェア仮勘定	14,598	—	—	14,598	—	—	14,598
無形固定資産計	17,655	—	—	17,655	59	59	17,596

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,414,699	5,907,805	1.54	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,414,699	5,907,805	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分		金額 (千円)
現金		630
預金	当座預金	10,177
	普通預金	161,776
	外貨預金	93,383
	小計	265,338
合計		265,969

ロ. 電子記録債権

a. 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
カヤバ㈱	8,219
合計	8,219

b. 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2025年10月	8,219
合計	8,219

ハ. 売掛金

a. 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
BEIJING CRANE COMMERCE AND TRADE CO., LTD	2,195,740
MANGO BRAND MANAGEMENT (SHENZHEN) CO., LTD.	846,422
朋和商事㈱	623,023
㈱サイゼリヤ	549,572
㈱NOHYU	173,238
その他	1,500,556
合計	5,888,553

b. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{B}{(D \div \frac{B}{12})}$
4,944,818	20,941,954	19,998,219	5,888,553	77.2	3.3

ニ. 商品

品目	金額 (千円)
商品	
食料部	948,056
農産部	130,441
中国開拓部	123,519
生活産業部	100,581
合計	1,302,598

② 負債の部

イ. 支払手形

a. 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
包括消費税	134,131
包括関税	54,747
合計	188,878

b. 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2025年10月	89,165
12月	99,713
合計	188,878

ロ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)LC	298,816
(株)エビス商事	95,033
(株)ミート・コンパニオン	94,191
CPF FOOD NETWORK COMPANY LIMITED	61,247
OFFICE EKSG PTE, LTD	36,902
その他	325,421
合計	911,613

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	中間会計期間	当事業年度
売上高(千円)	10,254,261	19,662,137
税引前中間(当期)純利益金額(千円)	93,017	173,774
中間(当期)純利益金額(千円)	80,365	148,725
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	41.57	76.93

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
買取手数料	株式の売買委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.taiyo-bussan.co.jp

(注) 当社は定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項の各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

1. 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第84期)(自2023年10月1日至2024年9月30日)2024年12月26日 関東財務局長に提出

2. 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月26日 関東財務局長に提出

3. 半期報告書

(第85期中)(自2024年10月1日至2025年3月31日)2025年5月15日 関東財務局長に提出

4. 確認書

(第85期中)(自2024年10月1日至2025年3月31日)2025年5月15日 関東財務局長に提出

5. 臨時報告書

2025年1月9日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権の行使結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月24日

太洋物産株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている太洋物産株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋物産株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

中国関連取引に関する売上高の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の売上高のうち、中国市場をターゲットとした取引（以下、中国関連取引）の売上高は、中国開拓部のセグメント売上として集計され、注記事項の（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載されている。</p> <p>会社は、業績拡大に向け、主要商材である食肉関連事業に加えて中国事業の強化を進めている。中国関連取引の売上高は約59億円であり、総売上高の30.4%を占めている。</p> <p>中国関連取引に関する売上は、当事業年度の財務諸表において重要性が高く、また虚偽表示が生じた場合には財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。加えて、取り扱い商材の多角化により商流が多岐にわたることから、監査上慎重な対応が必要と判断している。</p> <p>以上のことから、中国関連取引に関する売上高の実在性及び期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国関連取引の売上高に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、関連文書の閲覧、関係する担当者への質問及び内部統制の実施記録の検証について、サンプルを抽出して評価手続を実施した。 <p>(2)売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗利率分析、予算実績比較分析を実施した。 売上高の実在性を検討するため、年間を通じた売上高を母集団として金額の重要性を加味して抽出した取引について、契約書等の証憑との突合を実施した。 売上高の期間帰属を検証するため、期末日付近に計上された売上取引について、出荷の事実を示す船荷証券等との照合を実施した。 期末日を基準とした売掛金の残高確認を実施し、売掛金残高と顧客からの回答情報との整合性を検討した。 期末日後の異常な原因に基づく返品取引の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、太洋物産株式会社の2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、太洋物産株式会社が2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻

害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月25日
【会社名】	太洋物産株式会社
【英訳名】	TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松島 伸介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 松島 伸介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠している。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社全体を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月25日
【会社名】	太洋物産株式会社
【英訳名】	TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松島 伸介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 松島伸介は、当社の第85期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。